

## 中間前金払と部分払の選択について

1. 請負金額 1,000 万円以上の工事については、「中間前金払」と「部分払」を選択することとする。
2. 「中間前金払」を選択した場合、契約書約款第 37 条は適用されない。ただし年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許費に係る工事）については、各年度末の部分払に限り適用する。
3. 「部分払」を選択した場合、契約書約款第 34 条第 3 項及び第 4 項は適用しない。
4. 提出後に選択を変更することは出来ない。